

市有財産一般競争入札売払募集要領

1 売払物件

所在地：愛知県豊明市阿野町北上ノ山10番地8
地目：宅地
地積：294.28㎡（実測面積）
最低売却価格：24,893,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用する者

3 入札の参加申込

入札の参加に当たっては、本募集要領を十分お読みのうえ参加してください。受付期間、場所及び方法等は次のとおりです。

ア 受付期間

令和6年7月3日（水）から令和6年8月16日（金）まで（土日・祝祭日を除く）
午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く）

イ 受付場所

電話、郵送、FAX、メールによる受付は行いません。直接来庁して申し込んで下さい。
豊明市新田町子持松1番地1
市民生活部 総務課 管財調達係（豊明市役所新館1階）

ウ 申込必要書類

- ① 市有財産（土地）一般競争入札参加申込書
- ② 委任状（申込人が代理人である場合）
- ③ 身分に係る誓約書
- ④ 入札保証金還付口座振込依頼書
- ⑤ 居住（法人の場合は本社または支社等が所在）する市区町村が発行する納税証明書
（年度として納付が完了している直近分）

エ その他

申込みを受け付けた場合は、次の書類を交付します。

- ① 市有財産（土地）一般競争入札参加申込書（写し）
- ② 入札保証金の振込用紙
- ③ 入札書

必要事項の記入・押印等を行ったうえ、入札日に必ず持参してください。

（注）法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

4 特約条件

売買契約に当たっては、原則として次の条件を付します。

- (1) 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同

条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(2) 落札者は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用してはならない。

(3) 落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用してはならない。

(4) 落札者は、第三者に対して土地の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前(1)から(3)に定める義務を書面によって継承させなければならず、当該第三者に対して前(1)から(3)に定める義務に違反する使用をさせてはならない。地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときも同様とする。

(5) 本物件は、現状有姿での引き渡しとする。

5 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和6年8月22日（木）午後2時から

※受付は午後1時30分から午後2時まで（厳守）

場 所 豊明市新田町子持松1番地1 豊明市役所 新館1階 会議室4

（注）次の書類を必ず持参してください。

① 一般競争入札参加申込書（写し）

② 入札保証金の振込領収証書（原本及び写し）

（受付で確認の上、原本はその場でお返しします。）

③ 入札書及び入札用封筒（記入・押印してきてください。）

④ 委任状（代理人が入札する場合）

6 入札方法等

(1) 入札保証金の納付等

ア 入札保証金は、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額とし、豊明市が交付した納付書により、指定する金融機関の窓口で事前に納付していただきます。

イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。なお、還付には入札終了後2週間程度かかります。あらかじめご了承ください。

ウ 入札保証金には利息を付しません。

(2) 入札方法

入札は、本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入していただきます。

入札書の投入後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

(1) 参加資格のない者が行った入札

(2) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

(3) 入札保証金の納付がないか、入札保証金が入札金額の100分の5に満たない入札

(4) 入札保証金の振込領収証書原本の提示のない入札

- (5) 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- (6) 同一の物件に2通以上の入札をしたもの
- (7) その他入札要領において無効とするもの

8 落札者の決定方法

- (1) 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、豊明市の最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した方を落札者と決定します。
- (2) 落札価格となるべき価格を入札した方が2者以上いる場合には、くじによって落札者を決定します。（該当者が開札会場に会場にいない場合は当局の指定した者が代わりにくじを引きます。）
- (3) 入札結果は、すべての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。
 - ア 法人が行った入札： 商号及び入札金額
 - イ 個人が行った入札：「個人」であること（氏名の公表はしません。）及び入札金額
- (4) 再度入札は実施しません。

9 契約の締結

契約締結期限及び契約場所

売買契約の締結は、令和6年9月10日（火）までに、総務課窓口にて行います。

期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての資格が失われ、入札保証金は豊明市に帰属することになります。また、2年間一般競争入札売払への入札参加資格が停止されます。

10 売買代金の支払方法

売買契約締結前に契約保証金として、売買代金の100分の10以上を納付していただき、売買代金と契約保証金との差額を豊明市が発行する納入通知書等により、**売買契約締結の日から30日以内に納付**していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、充当する場合には契約締結日に契約保証金から入札保証金を差し引いた金額をご用意下さい。なお、期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は豊明市に帰属することになります。また、2年間一般競争入札売払への入札参加資格が停止されます。

（注） 売買代金の分割納入はできません。

11 所有権の移転等

- (1) 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、豊明市において行います。
- (3) 売買契約書（豊明市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。